

# チュニジア

## 商標法

2001年4月17日 No. 36

### 目次

#### 第1章 総則

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

#### 第2章 標章に付随する権利の取得

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

#### 第3章 登録により付与される権利

第21条

第22条

第23条

第24条

第25条

#### 第4章 標章に関連する権利の移転及び喪失

第26条

第27条

第28条

第 29 条  
第 30 条  
第 31 条  
第 32 条  
第 33 条  
第 34 条  
第 35 条  
第 36 条

#### 第 5 章 上訴

第 37 条  
第 38 条  
第 39 条  
第 40 条  
第 41 条  
第 42 条  
第 43 条

#### 第 6 章 偽造及び罰則

第 44 条  
第 45 条  
第 46 条  
第 47 条  
第 48 条  
第 49 条  
第 50 条  
第 51 条  
第 52 条  
第 53 条  
第 54 条  
第 55 条

#### 第 7 章 国境措置

第 56 条  
第 57 条  
第 58 条  
第 59 条  
第 60 条  
第 61 条  
第 62 条  
第 63 条

第 64 条

第 65 条

第 8 章 団体標章

第 66 条

第 67 条

第 9 章 雑則

第 68 条

第 69 条

## 第1章 総則

### 第1条

本法は、商標及びサービスマークに関する規則を規定する。

### 第2条

商標又はサービスマークとは、自然人又は法人が提示する商品又は提供するサービスを識別することを可能にする明瞭な標識をいう。

この標識は、特に、次に掲げるものから成る：

あらゆる形態の表示、たとえば：語、語群、姓名、地理的名称、変名、文字、数詞及び表象。

図形標識、たとえば：特に製品に関連する図面、ホログラム及び形状並びにその提示方法に関係するもの、サービスを識別するもの、配色、混色又は色彩の濃淡の分離。

楽曲及び楽節等の音響標識。

### 第3条

標章として使用される標識の識別性は、当該標識が表示する商品又はサービスに関して評価される。

次に掲げる標識及び表示は、識別性を有さない：

商品又はサービスを総称的に又は一般的に表示するために必然的に通常又は専門的な用語において用いられる標識又は表示。

商品又はサービスの質又は属性、なかんずく種類、品質、数量、用途、原産地又は製品の製造若しくはサービス提供の時期を表示するのに使用することができる標識又は表示。特にその形態が当該製品の性質若しくは機能上必要とされる標識又は当該製品に不可欠の価値を与える標識。

ただし、第2段落の第3番目を除き、標識及び表示は使用の過程で識別性を獲得する可能性がある。

### 第4条

標識が次に掲げるものに該当する場合は、標章又は標章の一部として受容されない：

国又は国際組織であって政府又は国際協定によって設立されたものの公式の標語、旗、その他の標語、ロゴ、表示又は略称の複製又は模造であって、権限を有する政府当局又は組織からの許可に基づかないで使用されているもの。

品質及び保証のためある国が認可した公式の表象又は証印の複製又は模造であって、その使用が当該国の権限を有する当局により許可されていないもの。

公序良俗に反するか又はその使用が法により禁止されているもの。

特に製品又はサービスの内容、品質又は原産地に関して、公衆に誤認を生じさせる虞があるもの。

### 第5条

標識が特に次に掲げる先の権利の侵害となる場合は、標章として承認されない：

先の登録標章又は周知標章。

公衆に混同を生じさせる虞がある表示又は会社名。

チュニジア全土で知られている商業上の名称又は有名な看板であって、公衆に混同を生じさせる可能性がある場合。

保護されている出所名称。

著作権。

保護されている工業図面又は意匠から生じる権利。

他人の本質，特に他人の姓名，変名又は肖像に関連する権利。

地域団体の名称又は絵。

## 第 2 章 標章に付随する権利の取得

### 第 6 条

標章の所有権は、登録により取得する。所有権は、集団で取得することができる。登録の効力は、出願日から 10 年とする。この保護期間は、無期限に更新することができる。

### 第 7 条

標章の登録出願は、規則により定める手数料の納付と引きかえに工業所有権当局にファイルされる。

代理人が出願人を代理する場合は、出願に委任状を添えるものとする。

居所がチュニジア国外にある出願人は、チュニジアに居住する代理人を雇用しなければならない。

委任状においては代理の範囲を定めるものとし、別段の記載がない場合は、委任状は、本法に規定するすべての手続を含む当該標章に関連するすべての行為に適用されるが、ただし、特別の委任状を必要とする出願の取下又は出願の放棄の 2 つの場合についてはこの限りでない。

同一の出願について出願人が複数いる場合は、共通の代理人を選任しなければならない。

### 第 8 条

標章のすべての登録出願は、規則により定める手続に従って提出するものとする。

工業所有権当局は、各提出時に次に掲げることを確認する：

- 第 1 段落に規定する手続に従って提出されたこと。
- 当該標識が第 2 条、第 3 条及び第 4 条に従って標章としての要件を満たすこと。

工業所有権当局は、提出時に受領証を出願人に渡す。

登録出願が第 2 段落の要件を満たさない場合は、工業所有権当局は、理由を記載した通知書をもって出願人に通知すると共に、登録出願を補正するか又は権限を有する当局の異論に異議を唱えるための、通知日から 1 月の猶予期間を出願人に与える。

補正が行われず、また、異論の除去につながる意見が提出されなかった場合は、登録出願は拒絶される。

拒絶の理由が登録出願の一部のみに関わる場合は、この部分のみを拒絶するものとする。拒絶決定には理由を付するものとする。

本条の要件に従って行う補正は、登録の範囲を拡張するものであってはならない。

### 第 9 条

適法に受理された各出願は、出願日から 12 月以内に、工業所有権当局の公式の刊行物において公告する。

### 第 10 条

出願人は、出願日から第 9 条に基づく当該標章の公告の日まで、理由を付した請求書を提出し、かつ、規則により定める手数料を納付した後、出願書類に含まれる実質的な誤

りを訂正することができる。

## 第 11 条

次に掲げる者は、登録出願に異議を申し立てることができる：

- 当該標章の登録との関係で、先に登録若しくは出願されたか又は第 18 条に規定する優先権を有する標章の所有者。
- 先の周知標章の所有者。
- 契約に別段の規定がないことを条件として、排他的ライセンスの所有者。

異議申立は、規則により定められる手続に基づく登録出願の公告日から 2 月以内に、工業所有権当局の法定代理人に提出するものとする。

期限後に提出されたか、提出する権利を有さない者により提出されか又は方式要件を満たさない異議申立は拒絶される。

## 第 12 条

異議申立が第 11 条に規定する条件を満たす場合は、工業所有権当局は、規則により定める手続に従い、当事者を和解させるよう努めるものとする。

## 第 13 条

工業所有権当局は、「標章国家登録簿」と称する登録簿を設ける。登録簿に記録する方法は、規則により定める。

工業所有権当局により適法に登録された標章は、登録出願が拒絶されたか又は取り下げられた場合を除いて登録簿に記録される。

出願人は、規則により定める手数料の納付と引きかえに、標章登録証を付与される。

登録は、登録日から 12 月を超えない日に、工業所有権当局の公式の刊行物において公告される。

他人は、ある標章に関連する権利を変更又は譲渡する文言を争うことはできないが、ただし、その標章が登録簿に記録されている場合を除く。

登録簿への記録は、規則に定める手数料の納付を条件として行う。

標章国家登録簿への各記録は、工業所有権当局の公式の刊行物に掲げるものとする。

## 第 14 条

何人も標章国家登録簿を閲覧することができる。また、規則により定める手数料の納付と引きかえに、次に掲げる書類を入手することもできる：

- 当該標章並びに出願及び登録に関する事項を記載した証明書。
- 登録簿中の標章に関連する記録事項の写し。
- 記録が存在しないことを証する証明書。

## 第 15 条

登録出願が、他人の権利の侵害又は法律上若しくは契約上の契約の違反となる態様で行われた場合において、当該標章に権利を有すると考える者は、司法当局を通じてその所有権を要求することができる。

所有権要求に係る法的手続は、登録標章の出願人が悪意で行動した場合を除き、登録の公告の日から3年でその権利が消滅する。

## 第16条

商標又はサービスマークは、書面による請求に基づいて10年更新することができるが、当該標章の変更又は商品若しくはサービスの一覧の拡張を伴わないことを条件とする。

請求は、次に掲げることを条件として受容される：

- 請求が、当該標章の所有者又は請求に特別の委任状を添えたその代理人により、登録の有効期間の最後の6月内に提出されること。
- 請求に、所有者及び更新請求の対象である標章を特定する資料が記載されていること。
- 請求に、該当する手数料が納付されたことを証明するものが添えられていること。

請求が第2段落の要件を満たさない場合は、工業所有権当局は、理由を付した通知書を書留郵便で受領証伝票を添えて出願人に送付して、請求書を更正するか又は工業所有権当局の異論に異議を唱えるための、通知の受領日から1月の猶予期間を出願人に与えるものとする。

請求が更正されず、また、異論の除去につながる意見も提出されなかった場合は、請求は拒絶される。

登録の更新は、それが第2条、第3条及び第4条の要件又は第11条に規定する異議申立手続の要件を満たしていることの確認対象とはされない。

新たな10年の期間は、前の保護期間の終了から計算する。

標章の変更又は商品若しくはサービスの一覧の拡張は、いずれも新規の出願を通じて行わなければならない。

## 第17条

チュニジア共和国が署名した国際協定の要件を考慮に入れて、チュニジアの国民でも居住者でもない外国人は、同人がその居住国又は国籍国において当該標章を適法に出願又は登録し、かつ、その国がチュニジアの標章の保護に関して互惠待遇を与えたとの証拠を提出することを条件として、本法の規定の利益を享有するものとする。

## 第18条

チュニジア共和国が批准した国際協定による優先権は、外国において出願されたすべての標章を対象とする。チュニジア共和国が批准した国際協定の要件を考慮に入れて、その優先権は、その国が、出願されたチュニジアの標章に互惠待遇を与えることを条件とする。

## 第19条

先の外国出願に関連して優先権を主張するためには、チュニジアにおける出願日から3月以内に、工業所有権当局に対し、出願が行われた国の工業所有権当局が発行した認証正謄本を提出し、かつ、該当する場合は、優先権を主張する権利の根拠を提示しなければならない。

この条件が満たされない場合は、優先権の主張は無効とみなす。

## 第 20 条

第 16 条及び第 19 条に規定する期限を守らなかった出願人は、正当な理由を有することを証明することを条件として、工業所有権当局の法定代理人に請求を提出することにより、課されるはずであった権利の消滅を免れることができる。

次に掲げる場合は、請求は受容されない：

- 怠った手続を請求に先立って履行しなかった場合。
- 障害事由の終止から 2 月後に請求が提出された場合。
- 該当手数料の納付の証拠が請求に添えられていなかった場合。

### 第3章 登録により付与される権利

#### 第21条

標章の登録により，出願時に表示された商品又はサービスに関してその標章を所有する権利が標章の保持者に与えられる。

#### 第22条

所有者の同意なしには，他人は次に掲げることを禁止される：

「組成，型，システム，模造，種類又は方法」等の語を付加する場合を含め，標章の複製，使用又は付すること及び複製された標章の，登録において表示されたものに類似する製品又はサービスに係る使用。

適法に付された標章の削除又は変更。

#### 第23条

公衆に混同が生じる可能性がある場合は，所有者からライセンスを得ることなしには，次に掲げることが禁止される：

標章の複製，使用又は付すること及び登録において表示されたものに類似する商品又はサービスへの複製された標章の使用。

標章の偽造及び登録において表示されたものと同一又は類似する商品又はサービスへの偽造標章の使用。

#### 第24条

登録において表示されたものに類似しない商品又はサービスに係る周知標章の使用は，それが標章の所有者に損害を引き起こすか又はその使用が当該標章の不当な利用になる場合は，民事上の責任を負うものとする。

第1段落の規定は，チュニジア共和国が批准した国際協定に基づく周知標章の使用に適用する。

#### 第25条

標章登録により，同一又は類似の標識に係る次に掲げるような使用が禁止されることはない：

会社の名称，商号，店名としての使用であって，それが登録に先立って行われたか又はそれを他人が善意で自己の姓名として使用した場合。

特に二次的部品又は予備部品として，製品又はサービスの使用方法を表示するために必要な情報としての使用。ただし，当該製品又はサービスの出所について混同が生じないことを条件とする。

ただし，かかる使用が登録の所有者に損害を及ぼす場合は，当該所有者は，かかる使用の禁止又は制限を請求する覚書を管轄裁判所に提出することができる。

## 第4章 標章に関連する権利の移転及び喪失

### 第26条

標章国家登録簿に記録されている標章に関連する権利の譲渡又は変更はすべて、他人に対して拘束力を有するためには記録しなければならない。

### 第27条

標章に関連する権利は、全部又は一部譲渡することができ、かつ、担保権の対象とすることができる。

譲渡は、部分的であっても、場所により制限することはできない。譲渡又は担保権は書面によるものとし、そうでない場合は無効とする。

### 第28条

標章に関連する権利は、排他的ライセンス又は非排他的ライセンスの対象とすることができる。

### 第29条

標章の登録出願人又は所有者は、標章を利用するライセンスの受益者が契約の規定に違反する場合は、管轄裁判所に提出する請求により、当該ライセンスの撤回を認められる。

### 第30条

標章の登録出願人は、出願の対象である商品又はサービスに関する標章の承認に先立ち、出願を全部又は一部取り下げることができる。

取下は、出願人又はその代理人の書面による請求によらなければならない。

登録出願が複数の者により提出された場合は、当該出願は、すべての出願人によるか又はすべての出願人からの適法な委任状を有する者による場合を除いて、取り下げることができない。

利用権又は担保権が付与されている場合は、取下の請求には、ライセンスの受益者又は担保権者の書面による同意を添えなければならない。

取下は、工業所有権当局の公式の刊行物における登録出願の公告を妨げるものではない。

### 第31条

登録標章の所有者は、当該標章の対象である商品又はサービスに係る登録の効果の全部又は一部を放棄することができる。

### 第32条

取消訴訟は、管轄裁判所に提起しなければならない。

標章の取消は、当該登録が第2条、第3条、第4条及び第5条の規定に合致しないとの判決に基づくものとする。

取消の判決は、絶対的な効果を有する。

### 第 33 条

公訴官の代表は、第 2 条、第 3 条及び第 4 条に規定する場合において、標章の取消を直接請求することができる。

先の権利の所有者は、第 5 条に基づき、排他的に取消訴訟を提起することができる。ただし、当該標章が善意で出願され、かつ、5 年にわたって使用が認められてきた場合は、その訴訟は却下される。

周知標章の所有者が提起することを認められる取消訴訟は、登録出願が悪意で行われた場合を除き、登録日から 5 年経過後、その権利が消滅する。

### 第 34 条

標章の所有者の権利は、同人が理由なくして登録の際に表示された商品又はサービスの 1 つについて少なくとも 5 年連続で当該標章を真摯に使用しなかった場合は、消滅する。

次に掲げることは、特に、当該標章の真摯な使用とみなす：

販売の目的で、当該標章を商品又はその包装に付すること。

その識別性が失われることのない異なる形で当該標章を使用すること。

その所有者の同意を得て、又は団体標章を使用する資格を有する者を通じて、当該標章を使用すること。

第 1 段落にいう 5 年の期間の終わりと権利の取消請求の提出時との間の期間に当該標章の真摯な使用又はかかる使用の再開があった場合は、権利の取消を請求できない。

ただし、かかる真摯な使用があっても、それが取り消し請求の提出に先立つ 3 月の間であって取消請求提出の可能性を標章所有者が知った後に行われた場合は、権利の消滅を妨げない。

利用の立証責任は、標章の所有者にあるものとし、立証できない場合は当該権利が消滅する。利用は、すべての方法により証明することができる。

### 第 35 条

何れの利害関係人も、取消の主張を裁判所に提起することができる。

取消請求が、登録において表示された商品又はサービスの一部のみを対象としている場合は、権利の消滅は、当該商品又はサービスのみを対象とする。

権利の消滅は、第 34 条に規定する 5 年の期間の終わりから効力を生じる。権利の消滅は、絶対的な効果を有する。

### 第 36 条

標章の所有者の権利は、次に掲げる場合に消滅する：

標章所有者がとった措置により、標章が製品又はサービスの普通名称になった場合。

標章が、標章所有者による又はその同意による使用により、製品又はサービスの内容、品質又は原産地に関して、公衆における混同の発生源になった場合。

## 第5章 上訴

### 第37条

工業所有権当局の法定代理人が下した決定については、管轄裁判所に上訴することができる。

### 第38条

第37条に規定する決定について上訴する期間は、争われている決定の通知日から1月とする。

### 第39条

上訴は、裁判所に宛てた書面による覚書により提起する。

覚書は、次に掲げる事項が記載されていない場合は受理されない：

上訴人が自然人であるとき：その姓名，職業，宛先，国籍並びに出生日及び出生地。

上訴人が法人であるとき：法的形式，名称，社会的宛先及び法的代理人の姓名。

上訴に係る決定の日及び主題。

上訴人がその何れでもない場合は，標章の所有者又は標章の出願人の姓名。

上訴覚書には，上訴されている決定の写しを添付する。

覚書に当該事件に係る証拠が含まれていない場合は，申立人は，開廷前7日以内に，書面による証拠を裁判所に提出しなければならない。

### 第40条

申立人は，執行司法職員を通じて上訴覚書の写しを工業所有権当局に提出させる。

工業所有権当局は，覚書の写しの通知から1月以内に，上訴された決定のファイルを裁判所書記官に送付する。

### 第41条

上訴を提起したのが当該標章の所有者又は登録出願の所有者以外の者であった場合は，当該者は，執行司法職員を通じてかかる所有者を召喚させなければならない。

### 第42条

上訴人は，裁判所において同人を代理する代理人を選任することができる。

### 第43条

利害関係が最も大きい当事者がその他の当事者に裁判所の決定を通知するものとする。

## 第 6 章 偽造及び罰則

### 第 44 条

標章の所有者の権利の侵害はすべて偽造とみなされ、加害者は、民事上及び刑事上の責任を負う。

第 22 条及び第 23 条に定める規定の違反は、標章に関連する権利の侵害とみなされる。

### 第 45 条

登録出願についての公告に先立つ行為は、当該標章に関連する権利の侵害とはみなされない。

ただし、出願人が、登録出願の写しにより、侵害者として申し立てられている者に通知していた場合は、同人は、その後の行為を調査し、追求することができる。

管轄裁判所は、登録の公告まで事件の裁定を延期する。

### 第 46 条

民事訴訟は、管轄裁判所に提起するものとする。

### 第 47 条

第 46 条の規定は、仲裁公告に規定する条件に従って仲裁に訴えることを妨げるものではない。

### 第 48 条

標章所有者は、民事偽造訴訟を提起することができる。

登録出願人も、第 45 条に規定する条件に従ってかかる訴訟を提起することができる。

ただし、ライセンス契約に別段の規定がない場合は、標章の利用に関する排他権の受益者は、当該標章の所有者が警告を受けているにも拘らず偽造訴訟を提起していないことを条件として、かかる訴訟を提起することができる。

ライセンス契約の当事者は、他の当事者が提起した、被った損害の賠償を請求する偽造訴訟に参加することを認められる。

偽造訴訟は、偽造行為が行われた日から 3 年経過後にその権利が消滅する。

5 年間使用することを認められたその後の登録標章に関する偽造訴訟は、その標章の登録が悪意で出願されたのでない限り受理されないが、ただし、訴訟の不受理は、当該標章の使用が認められた商品及びサービスに限定される。

### 第 49 条

偽造訴訟の管轄法廷の長であって略式判決を下すものは、偽造訴訟の一時的停止及び罰金の納付を命じること、又は標章の所有者若しくは排他的利用権の受益者への補償を保証するための担保金の供託を訴訟継続の条件とすることができる。

停止又は担保金の供託を求める請求は、訴訟が当初真摯なものと認められ、かつ、標章の所有者又は排他的利用権の受益者が当該偽造訴訟を知った日から 1 月以内に提出されるのでなければ、受容されない。

法廷の長は、偽造の主張の無効を認める裁定が下されたときに被告に損害があった場合の補償を保証するための担保金を請求人が供託することを停止の条件とすることができる。

#### **第 50 条**

第 48 条の規定に従って偽造訴訟を提起する者は、標章を付されたと申し立てられた商品又はサービスであって、当該者に損害を生じさせるか又は当該者の権利を侵害するような態様で販売のために陳列されるか又は他人に引き渡されるか若しくは供給されたものについて、標本を採取するか若しくはしないで又はこれを差し押さえた上で、専門家の助力を得て専門的記述を行う執行司法職員を任命する許可を管轄法廷の長に求めかつそれを当該長から取得する権利を有する。

許可された商品の差押は、偽造を証明するのに必要な標本を司法機構の利用に供するために限定される。

法廷の長は、偽造の主張の無効を認める裁定が下されたときに被告がこうむる可能性がある損害に係る被告の補償を保証するための担保金を請求人が供託することを商品の差押の条件とすることができる。

不服申立人が 15 日以内に訴訟を提起しなかった場合は、損害如何に拘らず、差押は無効とみなす。15 日の期間は、差押又は記述が行われた日から計算する。

#### **第 51 条**

特則に定める罰則を考慮に入れて、次に掲げる者には 5,000 ディナール以上 50,000 ディナール以下の罰金を課する。

標章を複製し、偽造し、使用し、付し、除去し、変更し、かつ、そうすることにより、当該標章の登録により付与された権利及び当該登録に基づく制限を侵害する者。

偽造商標が付されている商品を供給又は輸出する者。

#### **第 52 条**

特則に定める罰則を考慮に入れて、偽造標章が付されていることを知っている商品を違法に所持する者、故意に、かかる標章が付された商品又はサービスを販売し、販売のために陳列し、他人に供給し又は他人にその供給を申し出る者すべてに対し、第 51 条に定める罰を課する。

#### **第 53 条**

第 51 条及び第 52 条に定める違反の常習犯の場合は、罰金倍加の判決の有無に拘らず、1 月以上 6 月以下の拘禁の判決を下すことができる。

#### **第 54 条**

すべての場合において、裁判所は、裁判所が指定する新聞に決定の全文又はその一部を公表すること、並びにこれを服役囚の費用において、裁判所が指定する場所、なかんずく服役囚の実習室又は工場の表玄関及び服役囚の仕事場の正面に掲載することを許可することができる。

## 第 55 条

裁判所は、第 51 条、第 52 条及び第 53 条の規定の違反を取り扱う決定の本文において、当該犯罪を実行する際に使用された製品及び器具の差押を決定することができる。

裁判所はまた、これらの製品の破棄を許可することもできる。

## 第7章 国境措置

### 第56条

保護されている標章の所有者又はそれに係る権利の所有者が偽造標章が付された製品を供給する活動についての重大な証拠を得た場合は、当該商品の供給に関する政府の手続の停止を請求する書面を政府当局に提出することができる。

請求人は、自己の権利が適法に登録されていない又は失効したことについて政府当局に通知するものとする。

### 第57条

第56条に定める請求書には、次に掲げる事項を記載するものとする：

- 請求人の姓名又は通名及びその事業地。
- 争いの対象である商品に関して請求人が権利を有することの証拠。
- 当局が当該商品を識別できるようにするための当該商品の正確な説明。

請求人は、当局が賢明な決定を下すことができるよう、すべての関連する情報を与えなければならないが、この情報の提供は当該請求を受容する上での条件ではない。

この情報には、なканずく次に掲げる事項を含めるものとする：

- 当該商品が存在する場所又は当該商品が送付される場所。
- 出荷された商品又は包装の識別を可能にする事項。
- 商品の到着日又は出荷日。
- 輸送手段。
- 商品の供給者、出所又は所有者を特定できるようにするための事項。

請求人はまた、当局による留置の対象となった商品が、保護されている標章の侵害とはならないことが疑いの余地なく証明された場合において供給者に対する責任を果たす旨の誓約書を請求書に同封しなければならない。

### 第58条

当局は、第56条の規定に従って提出された請求を審査し、かつ、その決定を請求人に直ちに書面により通知する。この決定には理由を付するものとする。

当局が第56条の規定に従って請求を受容するか又は介入するための措置をとる場合は、当局は、商品を当局の監視の下に置くことから生じる可能性がある費用を填補するための担保金を供託することを請求人に義務付けることができる。

### 第59条

当局は、検査の後、当該商品が請求書に記載されているものと同一であることが明白になった場合において、必要な場合は請求人と面接した後で、当該商品を留置することができる。

当局は、請求人及び供給者に対し留置について直ちに通知し、かつ、留置された商品を検査し、かつ、行政規則に従い、及び情報の秘密の原則を害することなく当該商品が偽造であるか否かを証明するために必要な試験及び分析を行うために標本を採取することをこれらの者に許可するものとする。

当局は、請求人が訴訟を提起できるようにするために、知っている場合は輸出者、供給者及び荷受人の名称及び宛先を、また、請求の対象となっている商品の数量を請求人に通知するものとする。覚書に対する応答として許可を与えるものとする。

## 第 60 条

すべての政府の手続が完了していることを条件として、請求人が、留置の通知日から 10 日以内に、民事又は刑事訴訟を管轄裁判所に提起したこと、法律上の予防手続をとるための許可を請求し取得したこと及び関係者に対する自己の責任を填補するのに十分な担保金を供託したことに係る証拠を当局に提出しなかった場合は、商品の留置を解除するものとする。

担保金の額は裁判所が決定する。

第 1 段落に定める 10 日の期間は、延長が必要な場合に限り、最大限 10 日延長することができる。

所有者、供給者又は荷受人は、担保金の納付と引き換えに、争いの対象である商品の留置を解除する許可を取得することができるものとし、また担保金の額は裁判所が決定するが、すべての行政手続が完了していることを条件として、請求人の利益を十分に填補するものでなければならない。

当局は、商品の留置の解除について、直ちに所有者、供給者、荷受人及び請求人に通知する。

## 第 61 条

判決により商品が偽造であることが証明された場合は、司法当局は、次に掲げることの何れかの、当該商品の運命を決定し、自動執行するものとする：

- 当局の監視の下に当該商品を破棄すること。
- 当該標章の所有者の利益を害しないことを条件として、当該商品を商業流通から除外すること。

## 第 62 条

当局は、職権により、偽造標章を付した商品の供給に関する行政手続を停止することができる。この場合：

- 当局は、当該標章の所有者又はその権利を取得した者に直ちに通知するものとし、これらの者は、当局による通知の日から 3 日以内に、第 56 条にいう請求書を提出しなければならない。本章の各条の規定は強制的に適用される。
- 商品の留置は、当該標章の所有者又はその権利を取得した者が当局による通知の日から 3 日以内に第 56 条にいう請求書を提出しなかった場合は、本条の規定に従って強制的に解除される。

## 第 63 条

当局は、偽造標章を付したとされる商品を識別することができない場合、如何なる事情があっても責任を問われることはない。

#### **第 64 条**

商業的な性格を有さない商品であって旅客の個人の手荷物の中にあるものには、適用される規則及び措置により定められた数量内におさまることを条件として、本章の各条の規定を適用しない。

#### **第 65 条**

本章の行政規則は、財務大臣の命令により発出する。

## 第 8 章 団体標章

### 第 66 条

標章の登録の所有者が定めた標章の使用方法を守る者が使用できる標章は、団体標章とみなされる。

団体標章は、非排他的ライセンスにより認めることができる。

### 第 67 条

本法の各条は、団体標章に適用する。

## 第9章 雑則

### 第68条

本法施行の日から、矛盾するすべての規定、なかんずく工場及び商業施設の標章に関する1889年6月3日の命令並びにそれを補足及び改正する規定は無効とする。

### 第69条

工場及び商業施設の標章に関する1889年6月3日の命令並びにそれを補足及び改正する規定に従って登録された標章は、当該命令の取消にも拘らず効力を維持するものとし、かつ、本法の規定に基づいて登録されたものとみなす。

本法の公布前に登録された標章に関しては、第34条に基づいて標章の所有者の権利がその終了時に消滅する期間は、本法の公布日から5年とする。